

**第2節 集落機能の維持と地域資源・環境の保全**

**(1) 農村地域・農村集落の現状**

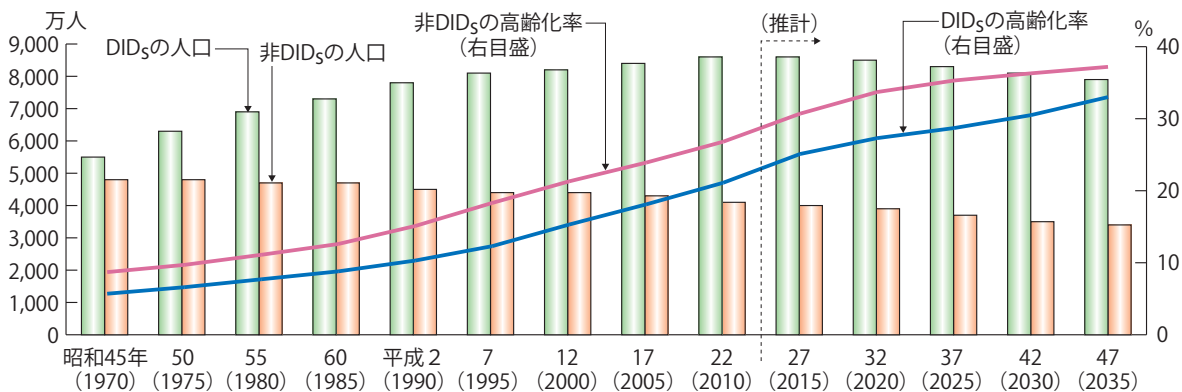
(将来にわたり農村地域の人口減少と高齢化が進行)

国勢調査によれば、平成22(2010)年10月1日現在の我が国の人口は1億2,805万7千人となっています。

これまでの人口の推移をみると、全人口に占める人口集中地域(DID<sub>5</sub><sup>1</sup>)の割合は、昭和45(1970)年の54%(5,600万人)から平成22(2010)年の67%(8,600万人)まで増加する一方、全人口に占めるDID<sub>5</sub>以外の地域(非DID<sub>5</sub>)の割合は、昭和45(1970)年の46%(4,900万人)から平成22(2010)年の33%(4,200万人)まで減少しています(図4-6)。

このように農村部(非DID<sub>5</sub>)から都市部(DID<sub>5</sub>)への人口集中が進む中、平成22(2010)年における人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、DID<sub>5</sub>が21%であるのに対し、非DID<sub>5</sub>では27%に達しています。こうした傾向は今後とも続くとみられ、平成47(2035)年には、高齢化率はDID<sub>5</sub>が33%であるのに対し、非DID<sub>5</sub>では37%になると推計されています。

**図4-6 DID<sub>5</sub>・非DID<sub>5</sub>の人口と高齢化率の推移と見通し**



資料：総務省「平成22年 国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成19年5月推計)」を基に農林水産省で推計

**(農家人口の減少・高齢化・混住化が進行)**

他方、農業地域類型別にみた平成22(2010)年における農業就業人口は、都市的地域では57万4千人、平地農業地域では99万5千人、中間農業地域では76万3千人、山間農業地域では27万4千人となっています(表4-2)。これを平成12(2000)年の農業就業人口と比べると、都市的地域では36%、平地農業地域では32%、中間農業地域では33%、山間農業地域では32%減少しています。

また、農業地域類型別にみた平成22(2010)年における高齢化率(農業就業人口に対する65歳以上の高齢者が占める割合)は、都市的地域では62%、平地農業地域では57%、中間農業地域では65%、山間農業地域では69%となっています。これを平成12(2000)年の高齢化率と比べると、平地農業地域では7ポイント、それ以外の地域では10ポイント程度上昇しています。

1 [用語の解説] を参照

さらに、混住化<sup>1</sup>については、平地農業地域のみならず、中山間農業地域にも広がっており、平成12（2000）年と比べると、都市的地域を除くすべての地域において、集落到める非農家の割合は7ポイント上昇しています（図4-7）。

表4-2 農業地域類型別の農業就業人口と高齢化率の推移

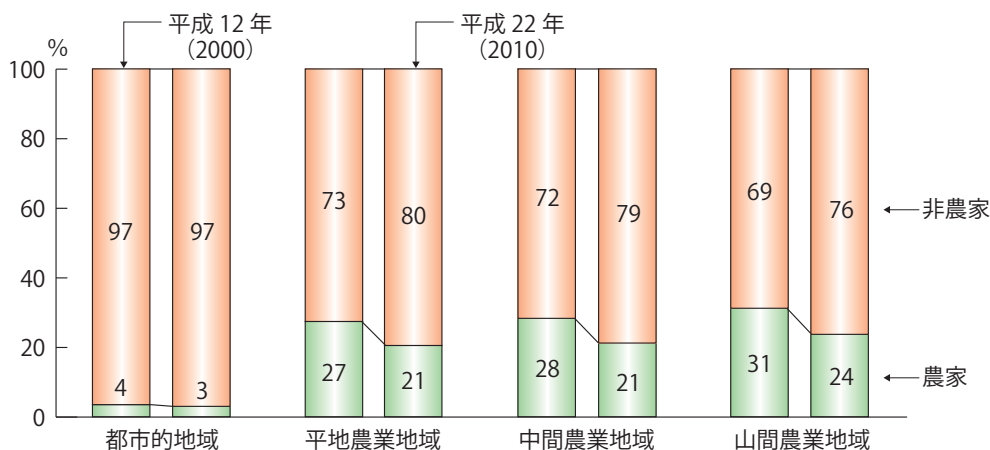
（単位：人、％）

	平成12（2000）年	17（2005）	22（2010）
都市的地域	891,216 (51.6)	760,063 (56.9)	574,241 (61.9)
平地農業地域	1,456,501 (49.9)	1,280,539 (54.6)	994,997 (57.0)
中間農業地域	1,144,079 (55.3)	966,433 (61.3)	762,941 (64.8)
山間農業地域	399,429 (59.7)	345,555 (65.2)	273,557 (68.9)
計	3,891,225 (52.9)	3,352,590 (58.2)	2,605,736 (61.6)

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：（ ）内は高齢化率

図4-7 混住化率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

#### （集落機能の低下が懸念）

農村社会は、農作業や農業用水の利用を中心に家と家とが血縁的、地縁的に結び付き、周辺の自然と共生した農業集落<sup>2</sup>を単位として発展してきました。農業集落は、農地や山林等の地域資源の維持管理機能、収穫期の共同作業等、農業生産面での相互補完機能といった様々な集落機能を持ち、個人ではなく実行組合や寄り合いに代表される協働の取組を通じて地域社会の維持等が図られてきたといわれています。

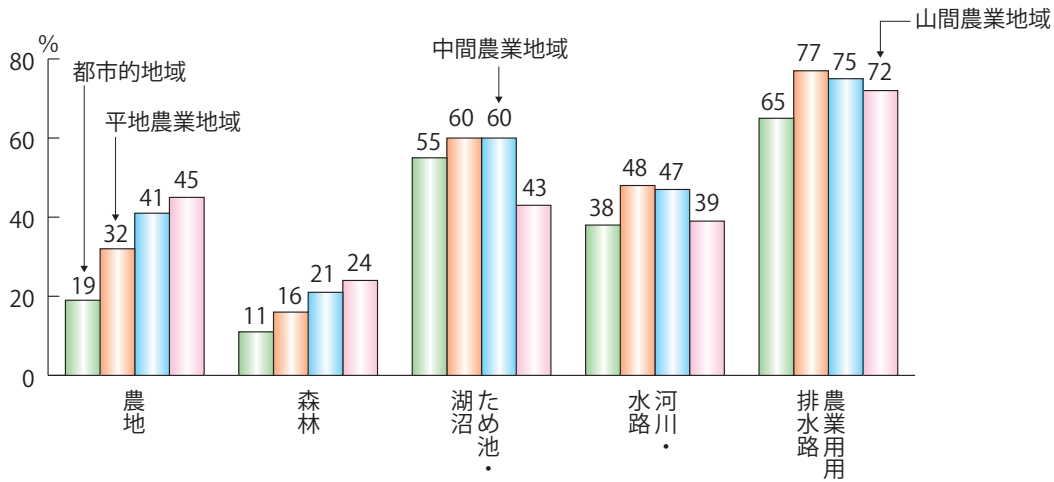
しかしながら、集落にある地域資源の保全活動の取組状況を農業地域類型別にみると、農業用排水路の保全活動を行っている割合は、すべての農業地域類型について、おおむね7割以上と高くなっていますが、山間農業地域においては、河川・水路やため池の保全

1 農業集落において農家と農家以外（土地持ち非農家及び非農家）が混在して存在することをいう。混住化の割合とは、農業集落の全世帯に占める農家以外の世帯の割合をいう。

2 〔用語の解説〕を参照

活動を行っている割合が、都市的地域と同程度か、または都市的地域を下回っています（図4-8）。

図4-8 集落による地域資源の保全活動の取組状況(平成22(2010)年)

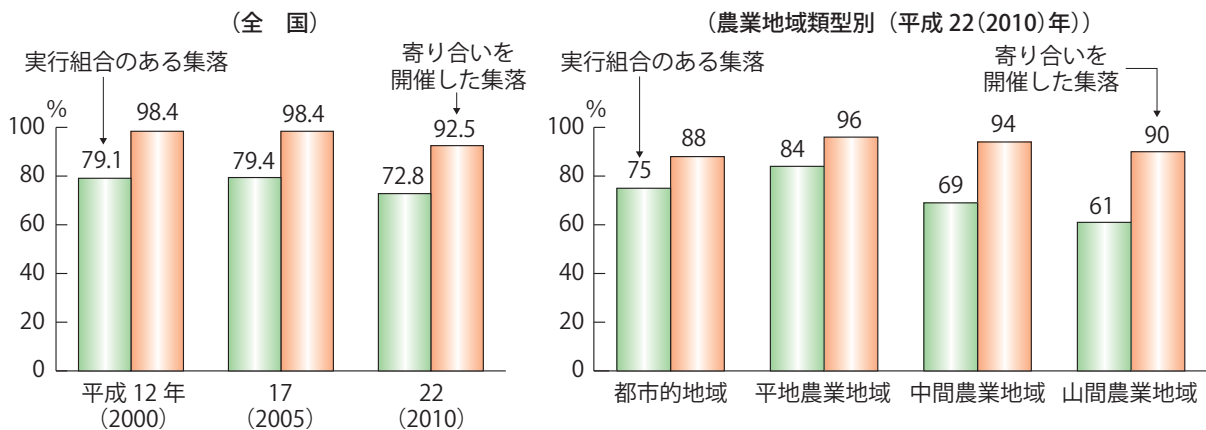


資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

また、農業生産活動における最も基礎的な農家集団である実行組合のある農業集落の割合は、平成22(2010)年において全集落の73%で、10年前に比べて6ポイント減少しています（図4-9）。また、寄り合いは、集落内の人が集まり、集落の諸行事や諸活動話し合うものであり、集落機能の維持・活性化に大きな役割を果たしていますが、これを開催した集落の割合は全集落の93%であり、10年前に比べて6ポイント減少しています。農業地域類型別にみると、実行組合のある集落及び寄り合いを開催した集落の割合は、平地農業地域に比べて中山間地域では低くなっています。

このように、混住化や過疎化の進行等に伴う集落における取組や活動の低下により、集落のもつ様々な機能の低下が懸念されます。

図4-9 実行組合の組織化状況及び寄り合いの開催状況



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：平成17(2005)年は、農業集落調査(標本調査)の結果であるため、単純に比較できない。

## (2) 農業・農村のもつ多面的機能

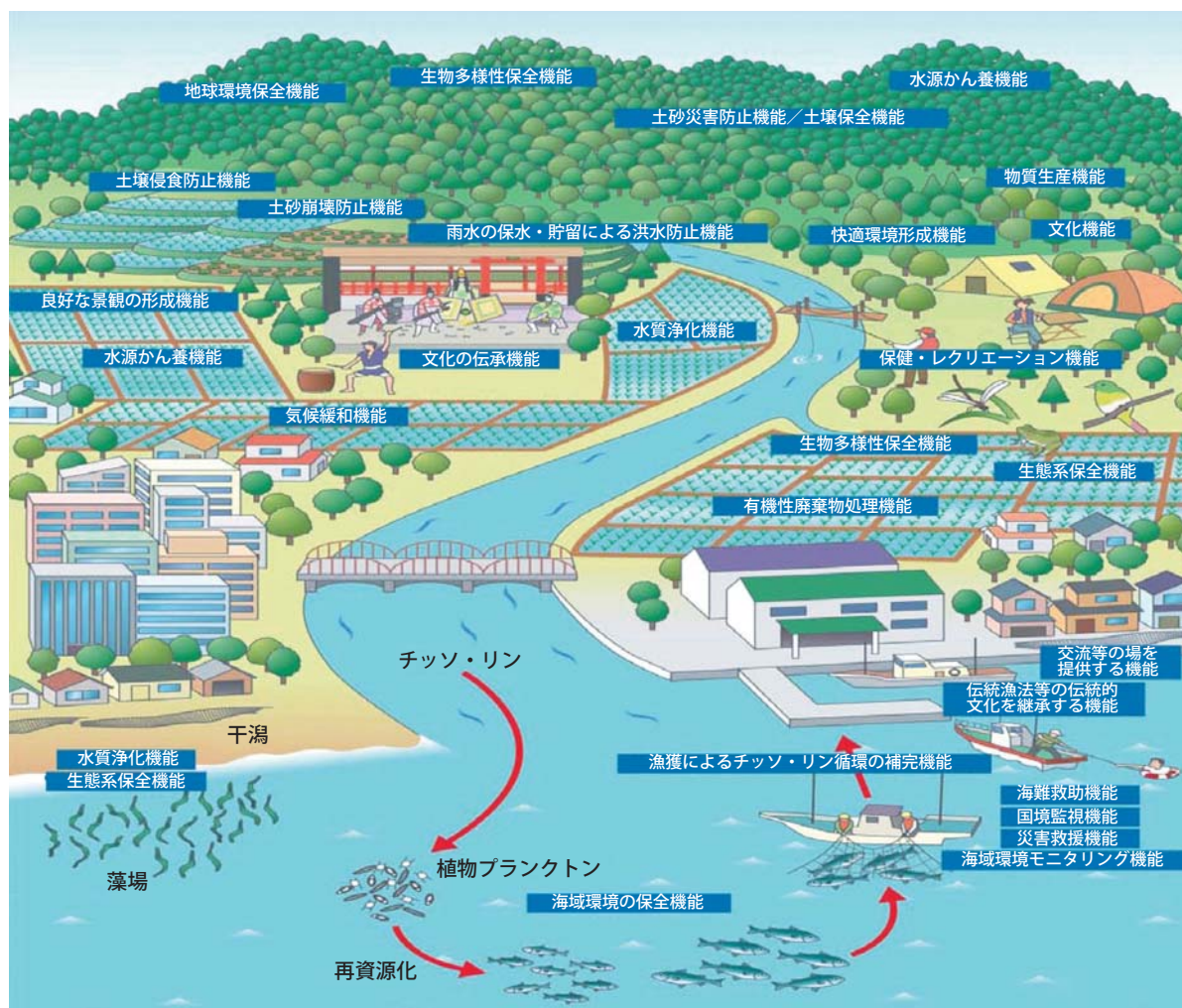
(農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮が必要)

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受しています(図4-10)。また、農山漁村地域において、農業、林業及び水産業は、それぞれの基盤である農地、森林、海域の間で相互に関係をもちながら、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。

このことについて、基本計画においては、「農村で農業が営まれることにより発揮される多面的機能の恩恵は、都市部に住む人々を含め、すべての国民が広く享受しており、こうした価値に思いを致す必要がある」としています。

このため、農業・農村がこれらの多面的機能を十分に発揮できるよう、平成23(2011)年度から本格実施されている戸別所得補償制度をはじめとする各種施策や取組を通じて、その持続的な発展に努めていくことが重要です。

図4-10 農業、林業、水産業の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成

注：図中の機能については、巻末の〔用語の解説〕を参照

## コラム 世界農業遺産（GIAHS）

世界農業遺産（GIAHS<sup>\*1</sup>）は、FAO（国際連合食糧農業機関）が、平成14（2002）年から開始したプロジェクトであり、次世代に継承すべき伝統的農法とそれに関連する文化・風習・景観や生物多様性に富んだ地域を世界的な視点から認定するものです。

平成23（2011）年6月11日、新潟県佐渡市と石川県能登地域が、先進国で初めて世界農業遺産として認定を受けました。

佐渡市については、トキを中心とした森・水田・ため池・河川がつながる豊かな生態系や美しい里山の景観を保全する取組が継続的に行われていることが評価されました。また、能登地域については、海岸まで続く白米千枚田に象徴される持続的な農業生産活動や「あえのこと<sup>\*2</sup>」をはじめとする農林水産業と結び付いた伝統文化が伝承されてきたことが評価されました。

世界農業遺産は、単なる過去の「遺産」ではなく「未来」につなげていくものであり、認定を機に農林水産物のブランド化や観光等への活用による農村地域の活性化に結び付け、生物多様性、伝統・文化等農林水産業のもつ多面的機能の発揮に寄与していくことが期待されます。

\*1 GIAHSは、Globally Important Agricultural Heritage Systemsの略

\*2 田の神に感謝する神事で、平成21（2009）年国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産にも登録された農耕儀礼



佐渡の水田でエサをついばむトキ  
（写真提供：佐渡市）



先人の知恵と苦勞がしのばれる能登の白米千枚田  
（「aff2011 9月号」／撮影：谷口 哲）

### （3）集落機能の維持と地域資源・環境の保全に向けた取組

#### （中山間地域等直接支払の実施状況）

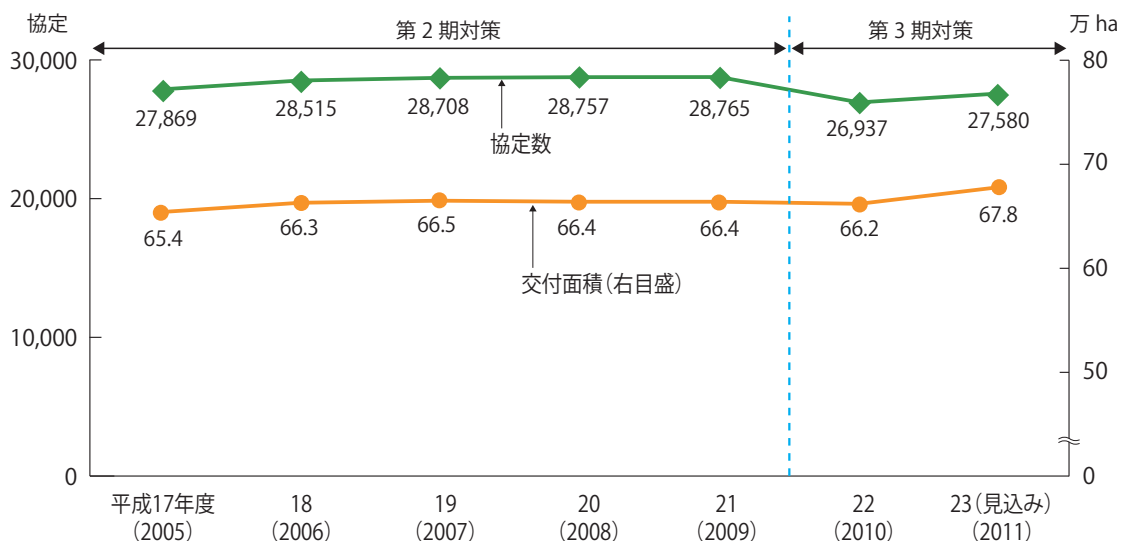
中山間地域を中心に、農業生産活動を維持し、多面的機能の確保を図ることを目的として、平成12（2000）年度から中山間地域等直接支払制度が実施されています。中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを協定により約束した農業者に対して、交付金を交付する制度です。

基本計画においては、「中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、耕作放棄地の発生防止と解消を図り多面的機能を確認する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受け皿を作ることにより、農業生産活動の維持を図っていく」としています。

このことを踏まえ、高齢化に配慮した集団サポート体制の整備、近隣集落による小規模・高齢化集落の支援、1ha未満の小団地や飛び地の取り込み措置等の見直しを行い、平成22（2010）年度から第3期対策を開始しました（平成26（2014）年度まで）。

本制度については、平成24（2012）年1月末現在の見込みで、全国67万8千haの農用地を対象として、27,580協定が締結されています（図4-11）。

図4-11 中山間地域等直接支払制度の協定数と交付面積の推移



資料：農林水産省調べ

注：平成23（2011）年度は平成24（2012）年1月末現在の見込み

### （農地・水を保全する新たな共同活動の取組）

農地、農業用水等の資源は、食料の安定供給の確保や農業の多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本ですが、混住化、高齢化等の進行により、その維持・管理が難しくなってきました。このため、平成19（2007）年度から、「農地・水・環境保全向上対策」により、地域住民をはじめとする多様な主体の参画を得て行う、水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利の補充等の農地・農業用水等の資源の保全管理や、農村環境の向上に資する共同活動を支援しています。

平成23（2011）年度からは、共同活動と一体的に実施していた営農活動（化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農）を直接支援するため、農地・水・環境保全向上対策から切り離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設しました<sup>1</sup>。一方、共同活動支援については「農地・水保全管理支払交付金」として、これまでの共同活動支援に加え、集落による農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対して追加的に支援（向上活動支援）を行っています。

共同活動等の全国的な取組状況としては、平成24（2012）年1月末現在の見込みで、共同活動支援については、19,698活動組織、143万2千haにおいて取り組まれ、向上活動支援については、5,819活動組織、23万7千haにおいて取り組まれています。

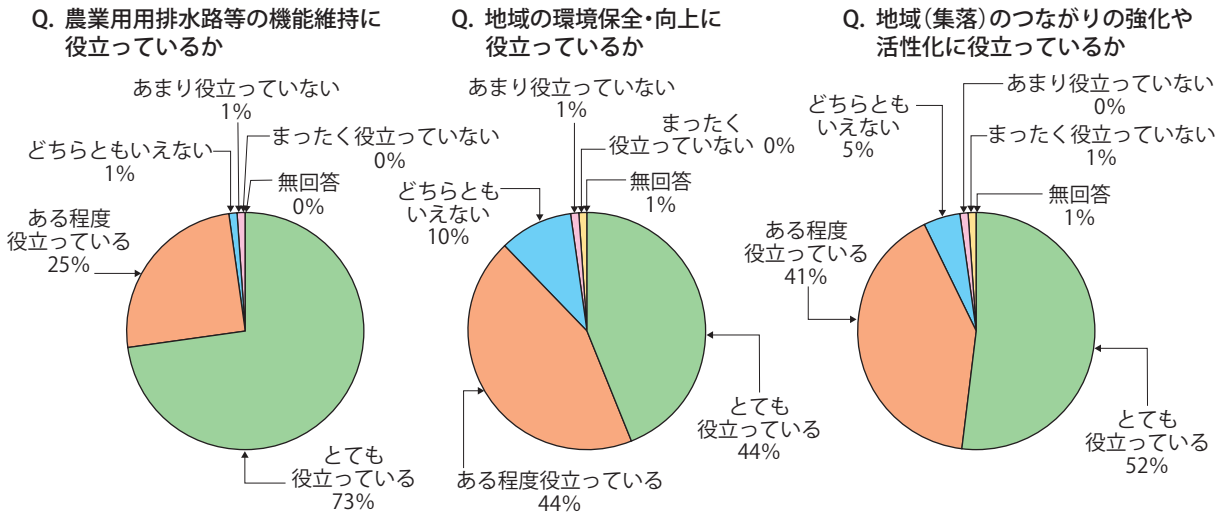
農地・水保全管理支払交付金による取組の効果として、平成22（2010）年9月に取りまとめた本対策の中間評価及び平成23（2011）年3月に実施したアンケート調査によると、それぞれの地域において確実に資源の保全活動等が行われ、農業用排水路等の機能維持に役立つとともに、農村環境の保全・向上、地域のつながりの強化・活性化にも役立っていることが確認されています（図4-12）。

こうした取組が広がる中、町村全域を対象エリアとして事務局体制を整備した活動組織、NPO法人<sup>2</sup>化した活動組織、複数の集落の事務を支援するNPO法人の設立等により、実施体制を強化して、質の高い活動に取り組んでいる組織もみられます。

1 第3章第7節「持続可能な農業生産（2）環境保全に向けた農業の推進」に記載

2 [用語の解説] を参照

図4-12 農地・水保全管理支払交付金による効果



資料：農林水産省「活動組織アンケート」（平成23（2011）年3月実施）

注：本対策による活動を実施する活動組織を国においてランダムに抽出（有効回答数365組織）

例えば、島根県出雲市の旧窪田村地区では、旧村全域を農地・水保全管理支払の対象エリアとする「窪田ふるさと会」を設立し、地区内集落全体のニーズを集約して優先度の高い活動から取り組むことにより効率的に活動を実施するとともに、広範囲に取り組むことで集落単位では困難である経理や技術等の分野に優れた人材の確保も可能となりました。

また、山口県山口市二島地区の「元気村二島東」では、平成18（2006）年度に本対策のモデル事業に取り組んだことで連帯感が高まるとともに、他地域との交流をきっかけに農産物の販路拡大も目指し、活動組織をNPO法人化しました。土地改良区、農事組合法人<sup>1</sup>、活動組織の事務局を統合して一元管理し事務の効率化を図る一方、本対策による活動の枠を超えた、芝居、大型看板づくり、花いっぱいコンクール、陶芸等の活動も行い、他地域との交流を図るとともに、農産物販売ルート拡大についての検討も行っています。

今後、混住化・高齢化等によりリーダーの確保等が困難となることが見込まれる中、これらの取組も参考に、集落を支える体制を強化していくことや、高度な活動へと展開していくことが重要です。

**（集落機能の低下を補完する取組）**

過疎化・高齢化の進行に伴い、集落機能の低下が懸念される地域の維持・強化を図るため、地方公共団体が都市住民を受け入れ、一定期間、農林漁業の応援、水資源保全・監視活動、住民の生活支援等の地域活動に従事してもらう「地域おこし協力隊」の取組が、平成21（2009）年度から進められています（図4-13）。

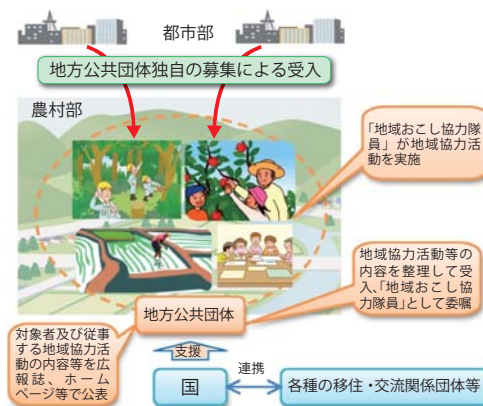
また、行政経験者や農業委員等の農業関係実務経験者等の人材を活用し、集落の巡回により生活状況や農地・林地の状況を把握する等のサポートを行う「集落支援員」による取組が平成20（2008）年度から進められています。

平成22（2010）年度では、33道府県88市町村において257人の「地域おこし協力隊員」が、38道府県134市町村において500人の「集落支援員」が、それぞれの集落機能の維持にかかる取組を展開しています。

1 [用語の解説] を参照

このほか、集落機能の低下や小売店の廃業等により不便になった生活環境を、集落の住民が自らの手で改善しようとする取組もみられ、これらの取組は、コミュニティの維持・再生のきっかけにもなっています。

図4-13 地域おこし協力隊(概要)



資料：総務省資料を基に農林水産省で作成

事例 補助金に依存しない村おこしの取組

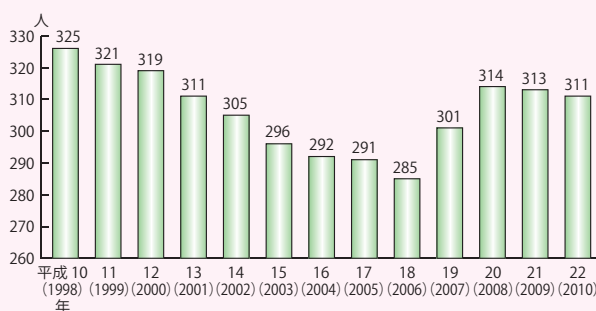
鹿児島県鹿屋市にある柳谷集落は、「行政に頼らない地域おこし」活動を実践しています。集落機能の維持に必要な自主財源を生み出すため、柳谷自治会が中心となり、集落の遊休地を活用したさつまいもの生産、独自開発した土着菌を使った土着菌たい肥の製造・販売、さつまいもを使ったプライベートブランド焼酎の製造・販売等に取り組んだ結果、現在では、年間300万円程度の自主財源がこれらの取組から得られるようになり、集落を維持する活動等に役立てられています。



おはよう声かけ運動

柳谷自治会の取組の原点は、「生きた福祉と感動のむら作り」というスローガンにあります。福祉面では、高齢化率37%という集落内の独居老人宅に緊急警報装置を設置したり、集落の防犯対策と住民同士が顔と名前を覚えることを目的とした「おはよう声かけ運動」を実施したりしています。また、感動面においては、「父の日」、「母の日」に集落を離れて暮らす子どもや孫からの感謝のメッセージを有線放送を通じて全戸に流す取組や、集落での販売利益の余剰金を全世帯にボーナス支給する取組等が行われています。

柳谷集落の人口の推移



柳谷自治会長の豊重哲郎氏は、「集落の宝は人。人を動かすのは感動である」との考えの下、柳谷集落の地域づくりを率先した経験を生かし、全国の地域づくりのリーダーを養成する「故郷創世塾」を開講して、地域の枠を超えた人材育成にも努めています。

現在、柳谷集落では、集落の空き家に写真家、陶芸家、画家等を誘致し、集落に文化の学びと感動を取り入れる取組を進めており、このような取組の結果、近年、集落出身の若者のUターンも始まり、集落人口の増加に結び付いています。



(総合的な鳥獣被害対策の取組の拡充・強化)

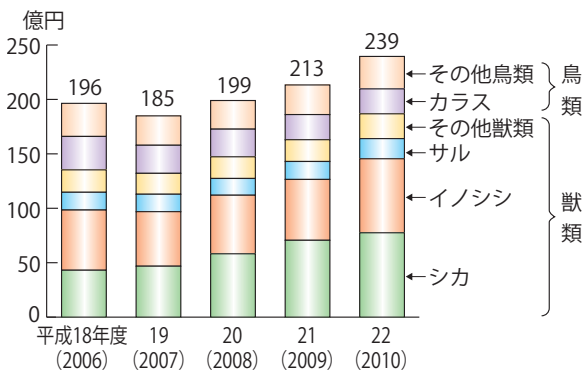
農林水産業に被害を与える野生鳥獣の生息域が全国的に拡大しています。野生鳥獣による農作物被害額は、全国で200億円程度で推移していますが、近年、獣類の被害を中心にその額は増加傾向となっています(図4-14)。平成22(2010)年度の農作物被害については、被害額が239億円、被害面積も11万haと前年度に比べてそれぞれ12%、8%増加し、引き続き深刻な状況となっています<sup>1</sup>。

被害額の内訳をみると、獣類が8割、鳥類によるものが2割であり、獣類による被害のうち、シカ、イノシシ、サルによるものが9割を占めています。また、地域別にみると、北海道、九州、関東・東山、近畿等で大きくなっています(図4-15)。

なお、市町村の担当者へのアンケート調査によると、過疎地域の集落で発生している問題として、獣害等の発生をあげる割合は、平成18(2006)年の47%から平成22(2010)年の62%と15ポイント増加しています<sup>2</sup>。

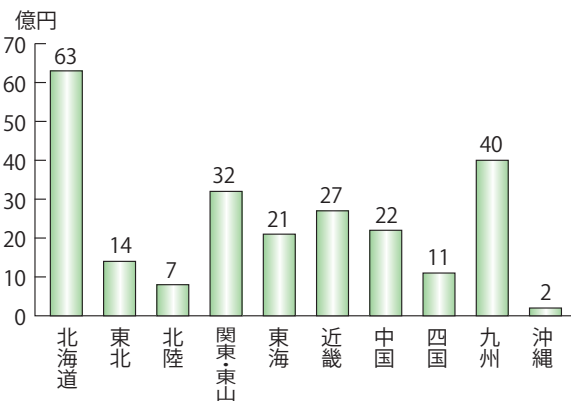
鳥獣被害増加の背景には、農村の過疎化や高齢化の進行による、狩猟者の減少、耕作放棄地の増加、さらには、里地・里山や林地の荒廃等が考えられます。今後は、関係府省との連携の下、長期的視野に立った取組が重要となっています。

図4-14 野生鳥獣による農作物被害状況の推移



資料：農林水産省調べ

図4-15 野生鳥獣による農作物の地域別被害状況(平成22(2010)年度)



資料：農林水産省調べ

注：東山は山梨県、長野県を指す。農業地域は「用語の解説」を参照

鳥獣被害は、収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に表れる以上に農村の暮らしに深刻な影響を及ぼすこととなるため、総合的な鳥獣被害対策の推進が必要です。このため、鳥獣被害の深刻化・広域化に対応する観点から、鳥獣被害防止特別措置法<sup>3</sup>に基づく被害防止計画を市町村が作成し、地域ぐるみでの取組を推進しており、平成23(2011)年4月現在、計画作成市町村数は1,128となっています。

基本計画においては、これらの取組に加えて、「広域的で横断的な連携強化についても対策を充実し、鳥獣被害の軽減を図る」としています。

このような中、平成23(2011)年度には、安心して農業に取り組める環境を整備するため、鳥獣被害防止対策が拡充・強化され、①都道府県に対する助成に緊急対策枠を設け、追い払い犬(モンキードッグ等)の活用や捕獲資材の導入等の地域ぐるみの被害防止活動

1 農林水産省調べ

2 総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(平成23(2011)年3月公表)

3 正式名称は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

への支援、②発信器を活用した生息調査等の先進的な被害防止対策への支援、③侵入防止柵や処理加工施設等の整備に対する支援が行われています。このほか、県域をまたいだ市町村において広域協議会を設置し、平成23(2011)年度では、全国21地区において広域的な鳥獣対策が実施されました。例えば、奈良県と三重県の「宇陀・名張地域鳥獣被害防止対策協議会」では、宇陀市と名張市が連携してサルの生態調査の実施や追い払い等の活動を展開しました。

### 事例 集落連携の下での地域ぐるみの獣害対策の取組

福井県鯖江市河和田地区東部地域は、三方を杉の人工林に囲まれた北中、寺中、東清水、尾花、沢、上河内の6集落からなる地域です。

平成12(2000)年頃から地域の山側でイノシシによるじゃがいもやさつまいも等の農作物の被害が発生し始めたことから、県の事業等を活用して電気柵の設置を進めました。しかしながら、当地域は農地が入り組んでいる上、個々の農家が単独で電気柵を設置していたため、イノシシは、山際を回り込んで隣接する集落から侵入するようになりました。

このため、平成19(2007)年に地域の集落からなる「河和田東部美しい山里の会」を設立し、集落が連携して、地域全体の山際に電気柵を設置しました。電気柵の設置により、イノシシの出没は減りましたが、電気柵を設置しなかった一部の草藪や山際からは出没が続きました。

このような状況を踏まえ、出没付近の山林や周囲の水田に若狭牛(黒毛和種)2頭を放牧して緩衝地帯を形成し、イノシシの出没しにくい環境を整備しました。また、放牧用の電気柵については、イノシシ対策の電気柵と連結し、現在では、地域を山際で囲うように北8km、南5kmに及ぶ電気柵が設置されています。

電気柵の設置や降雪前の撤去、草刈り等の維持管理については、集落で結成した班単位で行い、放牧牛の管理作業は農家の自主参加により行っています。

これらの取組により、草刈りの労力が軽減されたことに加え、草藪や二番穂が牛の餌となり、イノシシの隠れ家がなくなったこと等から、獣害の被害は皆無となりました。

また、牛の放牧面積も当初の3ha弱から約6haまで広がり、この緩衝地帯には、幼稚園の遠足や獣害被害対策の視察等多くの人が訪れるようになり、牛を見学しながら回遊できる地域づくりや食育を推進する団体等との連携による休耕地の活用といった都市農村交流による地域の活性化方策の検討も進められています。



稲刈り後の田に放牧された牛

## (4) 快適で安全・安心な農村の暮らし

### (災害に強い農村づくりへの取組)

我が国は、年間をとおして降雨が多く台風の常襲地帯であり、地形が急峻で変化に富み、災害の発生しやすい自然条件にあります。

また、日本列島は、数多くの活断層があることに加え、2つの大陸プレート(ユーラシアプレートと北米プレート)と2つの海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)が互いに接する位置にあり、地震が発生しやすい地殻条件にあります。

このような中、農業者の減少や高齢化に伴い、農業用排水施設の管理が不十分となったり、防災の担い手が減少したりするなど、地域の防災力の低下が懸念されています。このため、基本計画においては、「快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創

意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、関係府省が連携して推進する」としています。

ため池についてみると、農業用水の水源として利用されている全国約21万か所のうち、受益面積が2ha以上のものが6万5千か所あります。これらの4分の3は江戸時代またはそれ以前に築造されており、多数のため池が老朽化しています。このため、防災情報伝達体制やハザードマップの整備等のソフト対策を、平成22(2010)年度末までに約2,500か所で実施するとともに、平成20(2008)年度から平成22(2010)年度においてため池の改修等のハード整備を約1,000地区で実施しており、ハード・ソフト対策と地域住民の取組を併せた総合的な防災・減災対策が進められています。

また、再生基本方針では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直す。特に、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設の改修・整備等を重点的に推進する」としているところです。

このため、大規模地震の発生のおそれのある地域において、被災による影響が大きい農業水利施設等を対象に耐震化を推進し、災害に強い農村づくりを図ることとしています。

## コラム

### ハザードマップを活用した減災への取組

ハザードマップとは、洪水、高潮、津波、土砂災害等の地域的な危険を予測し、図に表現したものです。我が国でも洪水ハザードマップ等が多くの市町村で作成され、各地方公共団体のホームページでも公開されています。

このような地方公共団体が提供する情報を住民が理解して自ら行動すれば、人的な被害を少なくすることができます。

右の図は、京都府京丹後市で、ため池堤体の整備と併せて作成されたハザードマップです。これには、ため池が決壊した場合の被害想定範囲と集落ごとの避難場所、緊急連絡体制等が示されているほか、ため池の日常の管理や緊急時の対応等が記されています。



ハザードマップ

地方公共団体とため池の管理者、地域住民がハザードマップをとおして情報を共有し、災害発生時に適切な行動をとることにより、被害を軽減していくことが重要です。

### (防災対策の推進が農村の災害抑制にも効果)

農村地域では、農業生産と地域住民の生活が同じ空間で営まれていることから、農業生産基盤と生活基盤が一体となっています。このため、農業生産の維持や農業経営の安定に加え、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、排水施設の整備や老朽ため池の改修等の防災対策を着実に実施することにより、災害発生時の未然防止を図ることが重要となります。

例えば、農地・農業用施設や道路等への湛水被害を、排水施設の整備により解消した静岡県菊川市下内田地区の例をみると、排水施設の稼働前は、3日間当たり200～300mmの降雨において10ha程度の農地に湛水被害が生じ、2億～5億円の農業被害を受けていましたが、排水施設の稼働後の湛水被害は皆無となっています(表4-3)。

また、平成19(2007)年度までの実績からみた湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積は、全国で91万haありましたが、平成20(2008)年から平成22(2010)年の間に全国約2,200地区で実施した防災対策により、湛水被害が発生するおそれのある農用地面積は10万ha減少し、81万haとなりました。

表4-3 排水施設の整備による湛水被害の抑制効果（静岡県下内田地区）

(事業実施前後での被害状況)

区分	降雨日	降雨量 (mm/3日)	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
排水施設稼動前	平成2年9月3日	162	23	352,799
	平成3年9月17~19日	217	30	490,636
	平成10年9月22~24日	289	16.2	270,479
	平成13年9月9~12日	266	10.9	183,441
	平成14年7月9~11日	229	10.5	176,937
排水施設稼動後	平成16年11月12~14日	278	0	0
	平成18年6月15~17日	194	0	0
	平成19年7月13~15日	212	0	0

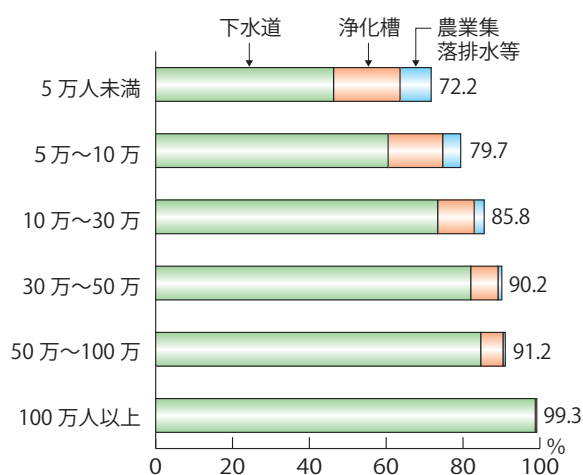
資料：農林水産省調べ

## (生活環境整備は着実に進展する一方、污水处理等でさらなる推進が必要)

農村地域における道路、上水道等の生活環境施設の整備は着実に進展しています。また、平成22(2010)年末における町・村の携帯電話の世帯保有率は92%(全国平均93%)、パソコン普及率は80%(同83%)となるなど、全国との差がほとんどない分野もあります<sup>1</sup>。

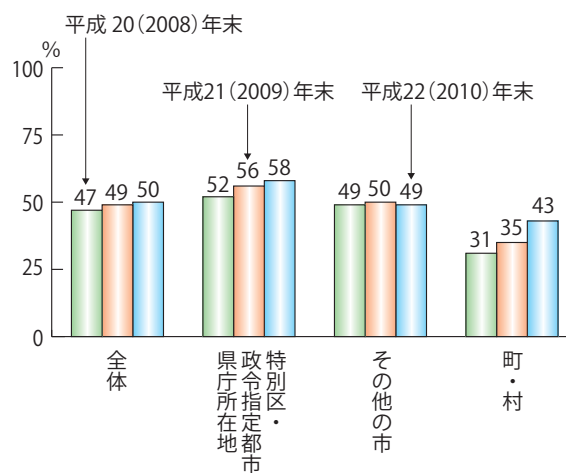
一方、污水处理人口普及率(総人口に対する污水处理人口の割合)をみると、人口規模が小さくなるほど低くなっており、全国平均の87%に対し、5万人未満の市町村は72%にとどまっています(図4-16)。また、平成22(2010)年末のブロードバンド回線<sup>2</sup>の利用率をみると、全国平均では50%であるのに対し、町・村では43%となっています(図4-17)。農村の生活環境の向上に向け、特に、人口規模の小さい市町村を中心に生活環境の整備を推進することが必要です。

図4-16 都市規模別污水处理人口普及率(平成22(2010)年度)



資料：農林水産省、国土交通省、環境省調べ  
注：岩手県、宮城県、福島県を除いた参考値

図4-17 ブロードバンド回線利用率の推移



資料：総務省「通信利用動向調査(世帯編)」

1 総務省「平成22年 通信利用動向調査(世帯編)」

2 ここでいうブロードバンド回線とは、光回線(FTTN回線)、DSL回線、ケーブルテレビ回線、第3世代携帯電話回線、固定無線回線(FWA)及びBWAアクセスサービスのいずれかを指す。